

## 訪問介護(生活援助中心型)の回数が多い居宅サービス計画の届出に関するQ&A(長岡市)

**問** 要介護認定申請中の場合は、どのタイミングで提出することになるのか。

**答** 認定結果が確定し、基準回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を居宅サービス計画に位置付けた場合は提出してください。(暫定プランの届出の必要はありません。)

**問** 平成30年10月以降有効であるケアプランであっても、平成30年9月以前に作成又は変更した場合は対象にならないということでしょうか。

**答** 平成30年9月以前に作成又は変更した居宅サービス計画は届出の対象とはなりません。(平成30年10月時点で居宅サービス計画の効力が有効であっても、9月中の作成であれば届出対象とはなりません。)

なお、対象となる「居宅サービス計画」には、第1表～第3表だけでなく、毎月作成し同意を得て交付する第6表(サービス利用票)も対象となりますので御注意ください。

(第1表～第3表の作成が平成30年9月以前であっても、10月以降に作成して同意を得た第6表が基準回数以上となる場合は届出対象となり、各書類の提出が必要となります。)

**問** 訪問介護(生活援助中心型)の回数について、①計画上は基準回数以上であったが、実績が下回った場合、②計画上は基準回数未満であったが、実績が上回った場合の取扱いについて。

**答** ①計画上、基準回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置付けた場合は実績に関係なく届出対象となります(第6表(サービス利用票)に実績の記載は不要です)。

②計画上、基準回数未満であれば、届出対象とはなりません。

**問** 届出をしたあとはどのように取り扱われるのか。

**答** 提出された関係書類や聞き取りをもとに、適切なアセスメントを経て生活援助中心型の訪問介護が位置づけられているか等の視点から、居宅サービス計画等を検証します。検証する際は、担当介護支援専門員の同席を依頼することも予定しています。

**問** 以前から生活援助中心型の訪問介護をプランに多く位置付けている利用者がいますが、回数を制限されるのは困ります。

**答** 平成30年10月施行となる訪問介護(生活援助中心型)の回数が多い居宅サービス計画の届出については、基準回数を上回ることをもって一律にサービスの利用制限を行うものではありません。

ません。また、基準回数までは位置付けてもよい、という上限を示しているものでもありません。

今回の制度の見直しは、利用者の自立支援・重度化防止にとってよりよいサービスを提供することを目的としています。適切なケアマネジメントを経て利用者本人の自立支援のために必要なサービスとして居宅サービス計画が作成されているか等を確認・検証するために、市町村に届出を行うこととされていますので、制度の御理解をお願いします。